**成年後見制度等　Ｑ＆Ａ**

**Ｑ1**　軽度の認知症でひとり暮らしの母親が、悪質商法にだまされて業者と契約をしてしまいました。息子である自分が成年後見人等になりたいと考えていますが、手続きが難しいです。成年後見支援センターで手続きの代行ができますか。

**Ａ**　代行はできませんが、申立ての手続きのお手伝いをすることはできます。

**Ｑ2**　申立ての手続きを代行してもらいたいのですが、そのような時は、どうしたらよいのでしょうか。

**Ａ**　申立ての代行は、専門職（弁護士、司法書士）しかできないため、書類作成を誰かに任せたいと言われる場合は、専門職をご紹介します。

**Ｑ3**　障害を持つ子どもがいます。親の私も高齢となり、子どものことが心配になってきました。成年後見制度の利用も考えていますが、障害を持っている者の申立ての相談もお願いできるのでしょうか。

**Ａ**　もちろんです。高齢者の方だけでなく、障害のある方の申立てについてもご相談をお受けします。

**Ｑ4**　相談場所は玉野市役所になるのですか。訪問も可ということですが、どのような場合が可になるのですか。

**Ａ**　玉野市役所長寿介護課内の成年後見支援センターになります。相談時間は、平日8時30分から17時15分です。ただし、相談者が窓口に出向けない場合、複数の関係者で実施するケース会議など、現場でないと対応が難しい場合は訪問しますので、その都度ご相談ください。

**Ｑ5**　支援する人（成年後見人など）には、どのような人が選ばれるのですか。

**Ａ**　配偶者や親族・知人以外でも、法律や福祉の専門家、法人（社会福祉協議会や成年後見センター・リーガルサポートなど）など、家庭裁判所が本人にとって最も適切と思われる人や法人が選任されます。また、複数の成年後見人等を選任する場合もあります。

　そのほか、成年後見制度の知識に関して、一定の研修を受け、家庭裁判所から選任された「市民後見人」の活動が行われている地域もあります。

**Ｑ6**　後見人に依頼できないことはありますか。

**Ａ**　入院や施設入所時の身元保証人・身元引受人になること、食事の世話や実際の介護は後見人の仕事ではありません。手術などの医療行為の同意も行うことはできません。

　また、遺言や結婚、離婚、養子縁組など、本人の身分に関わる行為を本人に代わって行うこともできません。

**Ｑ7**　後見人への報酬は決まっているのですか。

**Ａ**　後見人への報酬の額は、本人の財産や事務内容などに応じて家庭裁判所が決定します。

　また、本人の財産が少なく支払いが困難であっても、市が費用助成を行う「成年後見制度利用支援事業」を利用できる場合があるので、お問い合わせください。

**Ｑ8**　制度利用の申立てをできる人がいない場合は、どうすればよいのでしょうか。

**Ａ**　法定後見制度を利用するための申立ては、通常は本人や配偶者、親族が行います。しかし、身寄りがなく、また本人も申立てが困難なほど判断能力が不十分な場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が申立てをすることができます。

　詳しくは、玉野市成年後見支援センター（☎３２－５６４５）や地域包括支援センター（☎３３－６６００）にお問い合わせください。